

# 只見町議会基本条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条）

### 第2章 議会の使命及び議員の政治倫理（第2条—第5条）

### 第3章 議会活動及び議員活動の原則（第6条—第8条）

### 第4章 町民と議会の協働（第9条—第13条）

### 第5章 町長等と善政を競う議会（第14条—第17条）

### 第6章 適正な議会機能（第18条—第21条）

### 第7章 会議の運営（第22条—第25条）

### 第8章 条例の位置付けと見直し手続き（第26条）

### 附則

只見町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される只見町議会と只見町長は、二元代表民主制の下で、それぞれの合議制又は独任制という特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を明確にし、只見町の善政を競い合い、協力し合うことを常に意識して町政を運営する。

地方分権の時代を迎え、地域の自立が求められており、議会は、執行機関たる町長及び行政委員会を監視するとともに、条例の制定、予算の議決等を通じて政策を形成する権限と責任を有している。議会及び議員は、町民の信託に応え、真の住民自治を実現することができる議会を確立するため、高い使命感を持って職務に取り組み、町民とともに汗を流す町民協働の議会運営を行うことを誓約して、この基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、議会の運営及び議員の活動に関する基本的な事項を定めることにより、議会が町民から期待される政策形成及び行政の監視の役割を果たし、町民とともに町民協働の議会運営に努め、もって活力ある地域づくりと町民の福祉向上に資することを目的とする。

## 第2章 議会の使命及び議員の政治倫理

### （議会の使命と役割）

第2条 議会は、町民を代表する議事機関として、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）の活動を監視するとともに、自ら活力のある地域づくりのために必要な政策を立案して決定し、推進しなければならない。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他の法律で定める活動を誠実に実施するほか、前項で定める役割を果たすために必要な活動に積極的に取り組まなければならない。

3 議会は、前項の活動に当たっては、町民に必要な情報を提供し、その多様な意見を反映させるとともに、町民とともにまちづくりの活動を進める町民参加と町民協働の議会運営に努めなければならない。

### （通年議会）

第3条 議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、議会が本来有する自律性により主体的及び機動的な活動を展開するため、議会活動及び議員活動の基本となる会期を通年とする。

2 議会を通年とする必要な事項は、只見町議会通年議会実施要綱（平成23年只見町訓令第1号）で定める。

(議員の政治倫理)

第4条 議員は、町民全体の代表者として、その倫理性を自覚し、地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くようなことのないよう行動しなければならない。

(議員の懲罰)

第5条 議会は、法の規定に基づいて議員を懲罰に科そうとするときは、当該議員が町民の信託を受けて選ばれていること及び議会が町民主権を基礎としていることを踏まえて、慎重に判断しなければならない。

### 第3章 議会運営及び議員活動の原則

(議会運営の原則)

第6条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることを自覚し、公開性、公正性、透明性及び信頼性を重んじる町民に開かれた議会並びに町民参加を不断に推進する議会を目指して活動するものとする。

2 議会は、必要な政策を自ら立案して決定し、又は執行機関を通じて提案して実現を図ることにより政策中心の議会運営を行うものとする。

3 議会は、町民の多様な意見を把握して町政に反映させるとともに、町民と一緒にまちづくりの活動に取り組むことにより、町民参加と町民協働の運営を行なうものとする。

4 議会は、町民が自由に議会を傍聴し、又は広報、議会ホームページ等を通じて必要な情報を得ることができるようになるとともに、町民に対して議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を説明する責任を果たすことにより、透明性及び応答性のある運営を行うものとする。

(議員の責務と活動の原則)

第7条 議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重するとともに、会議における発言は簡単明瞭に行い、議題及び許可された趣旨の範囲を超えないようにしなければならない。

2 議員は、自らが町民の選良であることを認識し、自己研鑽に努めて町民の代表にふさわしい活動を行うように努めなければならない。

3 議員は、政策中心の議会運営を進めるため、不断に必要な能力を磨き、必要な情報を収集して、政策提案その他の議員活動に努めなければならない。

4 議員は、町民参加及び町民協働の議会運営を進めるため、町民に必要な正しい情報を提供し、その意見を的確に汲み取って議員活動に反映させるなど、町民とともにまちづくりの活動に積極的に参加し、これを推進しなければならない。

5 議員は個別的な事業の解決だけでなく、町民全体の福祉向上を目指して活動しなければならない。

(文書質問)

第8条 議員は、通年議会の制度を活用し、休会中においても主体的及び機動的な議員活動を行うため、議長を経由して町長等に対して文書で質問をすることができる。

2 文書による質問について必要な事項は、只見町議会通年議会実施要綱で定める。

### 第4章 町民と議会の協働

(町民と議会の関係)

第9条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、全員協議会等を原則公開する。

3 議会は、常任委員会及び特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的、政策的識見等を議会の討議に反映させるように努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民の政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けることができる。

(議会の広報公聴の充実)

第10条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めなければならない。

2 議会は、重要議案に対する論点及び争点を明確に整理し、その結果を広報で公表するなど、議会及び議員活動を的確に評価ができるように努めるものとする。

(議会報告会)

第11条 議会は、全議員出席のもとに町民に対する議会報告会を年1回以上開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項について町民の意見を聴取して議会運営の改善に努めるものとする。

(一般会議)

第12条 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策能力を強化し、町民と議会が積極的に政策提案できるような協働を目指して、政策提案の拡大に努めるものとする。

(コミュニティの活動の支援)

第13条 議会は、コミュニティ(集落住民自治区、ボランティア団体等をいう。以下同じ。)の自主性及び自立性に配慮するとともに、コミュニティの活動の推進に必要な情報提供その他の支援に努めるものとする。

#### 第5章 町長等と善政を競う議会

(町長と議会の関係)

第14条 議会と町長は、二元代表民主制の下、それぞれ法の定めるところの権限と機能を尊重し、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にして、只見町の政策を競い合い、協力し合うことを常に意識して町政運営に努めなければならない。

2 議会の本会議における議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、会議規則等に定められた方法により一問一答方式で行うものとする。

3 議長から本会議又は常任委員会若しくは特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得た場合に限り、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

(重要政策の審議等)

第15条 町長等は、議会に総合計画、公共事業計画その他重要な政策を決定するときは、あらかじめ議会の意見を聞くよう努めなければならない。

2 町長等は、議会の議決を得るべき政策案を提案し、又は前項の規定に基づいて意見を聴こうとするときは、次に掲げる事項が明らかになるよう努めなければならない。

- (1) 当該政策を必要とする原因又は背景
- (2) 政策案の検討経過及び結果
- (3) 他の自治体の類似する政策の状況及び当該政策との比較検討結果
- (4) 政策案の策定に関して参考にした情報
- (5) 町振興計画及びマスタープランにおける根拠又は位置づけ
- (6) 政策案に関する法令、条例及び規則
- (7) 政策案の実施に関する財源処置
- (8) 将来にわたる政策案のコスト計算

3 議会は、町長等が行う政策について不断に点検するとともに、町長が政策案を議案として提案し、又は意見を聴くため事案を提示したときは、当該政策の必要性、妥当性、費用対効果その他必要な事項について検討し、議会の意見を反映させるよう努めなければならない。

4 議会は、政策等の提案を審議するにあたって、その水準を高める観点から立案、執行方法等の論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。

5 議会は、前2項の規定による審議を行い、議決又は意見を決定したときは、その結果及び審議の経過に関する情報の公表又は説明を行うため、広報紙の発行、ホームページの開設、議会報告会の開催等の必要な措置を講じるものとする。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第16条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当っては、前条第2項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成し提出するよう努めなければならない。

(議会の議決事件)

第17条 議会は、町政の重要な計画等の決定に参画し、議決責任を負う観点から法第96条第2項に規定する議会の議決案件を次のとおり定める。

(1) 只見町振興計画(基本構想及び基本計画)

(2) 只見町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

(3) 只見町次世代育成支援行動計画

(4) 只見町地域防災計画

(5) 只見町過疎地域自立促進計画

(6) 只見町農業振興計画

(7) 只見町森林整備事業計画

(8) 只見町土地利用計画

(9) その他重要なマスタープラン

#### 第6章 適正な議会機能

(議員の定数及び報酬)

第18条 議員の定数及び報酬は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、経費節減の視点だけでなく町政の課題及び将来展望並びに議員に求められる役割、責務等を十分に考慮し、重要事案の決定、町民の多様な意見の反映等の視点を十分に考慮するとともに、第三者機関による議会及び議員活動の客観的な評価を参考にしなければならない。

3 議員定数に関する条例改正は、議員が提案し、その説明責任を果さなければならない。

(議員研修の充実)

第19条 議会は、議員の政策形成能力の向上を計るため、議員研修、研究等の充実及び強化を図るとともに、議員の資質向上に努めなければならない。

2 町長は、前項の規定による議員研修、研究等の実施に協力するものとする。

3 議会は、議会活動等を円滑に行うため、議員執務室、パソコン、図書等を整えるなど執務環境の整備を行なうものとする。

(議会事務局体制の充実及び強化)

第20条 議会は、議会及び議員の政策形成などの活動を支援するため、議会事務局の体制強化を図り調査機能の充実に努めなければならない。

(議会図書室の設置及び充実及び公開)

第21条 議会は、図書室に次の図書等を保管し、議員の利用に供するものとする。

(1) 予算及び決算資料

(2) 町の各種計画書

(3) 町広報紙

(4) 議会だより

(5) その他必要な図書及び資料

## 第7章 会議の運営

(議会の自由討議による合意形成)

第22条 議会は、討議の場であることを認識し、議長は、議員相互の討議の場を設定し、十分な審議運営に努めるとともに、論点及び争点を発見及び整理し、議会という機関の行為として確認のうえ執行機関との討議を行うよう努める。

2 議員は、前項による議員間の自由討議を拡大し、政策、条例及び意見等の議案提出を積極的に行うよう努めなければならない。

(委員会の運営)

第23条 議会は、委員会の運営に当たって、審議資料等を積極的に公開し、町民に分りやすい議論を行うものとする。

2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員長報告は、自ら作成するとともに、報告に当っては、論点及び争点を明確にして、責任を持って質疑に対する答弁を行わなければならない。

(全員協議会の運営)

第24条 議会は、全員協議会の運営に当たって、議案の審査又は議会の運営に関する協議若しくは意見調整の場として、活発で円滑な議会運営に努めるものとする。

(開かれた活動的な議会の推進)

第25条 議会は、町政の諸課題に柔軟に対処し、社会、経済情勢等により、新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会その他議会に属する全ての会議の連携により機動力のある会議を推進しなければならない。

## 第8章 条例の位置づけと見直し手続き

(条例の性格等)

第26条 この条例は、只見町議会運営に関する最高規範とし、議会は、この条例で定める目的、原則等を実現するために必要な事項について、条例、規則等を制定し、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならない。

2 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に点検し、必要がある場合は、この条例の改正その他必要な措置を講じなければならない。

## 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## (提出の理由)

地方分権時代を迎え、地域の自立、安全安心の確保、地域産業の振興など課題が山積している中で、町民の代表機関であり議事機関でもある議会の責任は、ますます重くなっております。

このことから、只見町議会は、議会改革・議会活性化に取り組み、議会及びすべての議員が町民の信託にこたえ、町民から期待された政策形成や行政監視の役割を果たすとともに、町民とともに汗を流す町民協働の運営を進め、活力ある地域づくりと町民の福祉の向上に資すことを目的に本条例を制定するものです。